評議員会開催規程

制定 1999年6月 1日 改訂 2007年7月28日 改定 2013年7月28日

(根拠)

第1条 <u>評議員会は、公益財団法人神奈川県スキー連盟の定款第15条から第22条の定めに則</u>り開催する。

(評議員の職務)

第2条 評議員会は、定款第16条に定める事項について決議する。

(招集)

- 第3条 評議員会の招集は、定款第17条、第18条の定めに則り招集する。
 - 2 <u>定時</u>評議員会を招集するときは、14日以前に日時・会場を通知し、7日以前に議案を送付しなければならない。ただし、<u>そのほか</u>必要がある<u>場合、理事会決議に基づき</u>会長が招集するときはこの限りではない。
 - 3 評議員会に出席する評議員の旅費は加盟団体の負担とする。
 - 4 <u>評議員が、評議員会の招集を請求する場合は、定款第18条2項の定めに則り行う。</u> その場合、定款第18条1項に則り、会長は理事会決議に基づき臨時評議員会を招集する。

(会議の構成)

第4条 評議員会は、評議員、理事及び監事をもって構成し、議長は定款第19条に則り定める。

(成立)

第5条 評議員会は、定款第20条の定めにより、評議員の過半数が出席しなければ、開催することができない。なお、委任は認められない。

(決議)

第6条 評議員会の議事は、<u>定款第21条1項に定める過半数をもって決定する。但し、定款第</u>21条2項、3項に関しては、その定めるところによる。

(提案)

第7条 加盟団体が評議員会に提案する事項があるときは、当該加盟団体が選出した評議員を通じて、その議案並びに内容を評議員会開催の1ヶ月前までに、会長あてに提出しなけれ

ばならない。

(動議)

第8条 評議員会において評議員が緊急に動議を提案するときは、その扱いは議長に委ねる。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議による。